

市立小中学校等携帯電話（クラウド PBX）リース事業業務委託

仕様書

守口市教育委員会 教育部 教育総務課

## 1 件名

市立小中学校等携帯電話（クラウド PBX）リース事業業務委託

## 2 目的

守口市（以下本市という）は守口市立学校の電話運用効率化とコスト削減を目的にモバイル端末で利用するクラウド PBX 環境を構築するものとする。  
また、同時に固定電話回線の効率化による運用負荷軽減、コスト削減を目的とする。

## 3 履行場所

守口市役所、守口市立学校 20校

※詳細については、別紙1「守口市立学校一覧」参照

## 4 契約期間

契約締結日から令和13年8月31日まで

## 5 履行期間

環境構築 契約締結日から令和8年8月31日

運用期間 令和8年9月1日から令和13年8月31日

受託者は上記構築期間内にクラウド PBX 環境及び仕様に基づく固定電話環境を構築すること。

## 6 契約方法及び支払方法について

（1）固定電話(基本料金(単価)及び通話料金(単価)を含む。)及びモバイル端末の定額対象外の通話料金は通話時間に応じて料金を支払う単価契約とする。ユニバーサル料金・電話リレーサービス料金(入札金額には積算しない)については、基礎的電気通信役務支援機関がその適用期間ごとに総務大臣に認可を受けた番号単価を支払うものとする。クラウド PBX で利用するモバイル端末間の内線通話の従量課金は発生しないものとする。

（2）本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る発注者の歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができる。

（3）支払いは、次のとおりとする

環境構築費：構築後の完了払

運用経費：毎月払（毎月末締め翌月払とし、基本料金及びその他使用料(以下「月額使用料」という。)によるものとする。)

(4) 月額使用料には、その月分の利用料に係る定額料一切を記載すること。なお、請求の際は 学校ごとに内訳を示すこととし、通話明細書の作成及び送付に係る費用が発生する場合に必要な経費はすべて受託者負担とすること。

(5) 月額利用料及び通話料等には、期間を区切ったキャンペーン等の価格は対象としないこと。契約中はすべて同額の価格にて提供すること。

(6) 初期投資費用（工事費等）が発生する場合は、初回の月額利用料及び通話料等の請求に含めること。その際、小学校分、中学校分、義務教育学校分、それぞれの金額が分かるよう明細等に記載すること。なお、天災その他真にやむを得ない事情により料金を変更する場合にあっては、本市と協議を行う。

## 7 運用想定

### (1) 調達数

- ① クラウド PBX スマートフォン 212 台  
※学校別台数は、決定業者へ提示する。
- ② 固定電話回線 全体で 80CH

## 8 要件

### (1) 構成

市立学校の固定電話回線と電話番号を一元化し、本市庁舎に敷設すること。  
クラウド PBX の環境も本市庁舎に一元化、各学校に設置されている PBX（ビジネスフォン）は廃止、モバイル端末のみの運用とする。  
各学校は現状の固定電話番号を継続利用でき、モバイル端末で発着信が可能であること。

### (2) 通信サービス内容

- ① クラウド PBX  
クラウド PBX で利用する回線は、モバイル区間は 4G VoLTE、クラウド PBX サーバーから市役所設備間は閉域通信としインターネット経由は不可とする。
- ② 固定電話回線  
固定電話回線はひかり電話もしくは同等品質の通信サービスとする。  
現状各学校で利用している電話番号は番号ポータビリティにより原則継続利用できるものとする。
- ③ 通話品質  
モバイル端末での音声通話は携帯電話サービスの 4G VoLTE の通話品質を確保することとし、VoIP 等のパケット通信は不可とする。
- ④ 緊急特番の利用の有無  
クラウド PBX から緊急ダイヤル（110、119）が利用可能であること。
- ⑤ クラウド PBX 設備の障害時も固定電話番号（06）への着信を継続できる方法を提案すること。
- ⑥ 固定電話サービスは付加サービス、ナンバーディスプレイもしくは同等サービスを

必須とする。提案サービスで必要な付加サービスがある場合は追加すること。

⑦ モバイル端末は端末納品までにMDM、キッティング等必要な設定を完了させ、納品後すぐに利用できる状態にしておくこと。

⑧ 商品構成について

本件において、受託者が提供する単一の商品で本仕様に定めるすべてのサービスの提供を実現できない場合においては、複数商品の組み合わせでも差し支えない。

⑨ 保守体制

クラウドPBX、固定電話サービスとも故障発生時は24時間365日受付とする。

⑩ 各学校のモバイル利用について、屋内でも通話に支障がないように電波対策すること。その費用は受託者負担とする。

⑪ その他機能要件

クラウドPBX、モバイル端末、固定電話サービスに関するその他の機能要件は別紙2「機能要求書」の要件を満たすこと。

本機能要件を満たすため受託者は協力ベンダー製品と組み合わせることも可とする。

### (3) 基本事項

① 受託者は、本市の指示に従い、すべての学校において令和8年9月1日に本仕様書に基づくサービス（以下「本サービス」という。）を開始するものとする。本サービスの開始に向けた準備に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

② 新環境の構築が完了した際、本番運用に移行の前に動作試験を実施すること。

試験内容は事前に本市に書面で提出、承認を得ること。

動作試験は本市業務担当職員が立ち会い、正常動作の確認を行った後、書面で結果報告書を提出すること

③ 本仕様に基づくサービスの提供開始の際は、本市業務担当職員に前項②の試験結果報告書に基づき承認を得て本番運用に移行すること。

④ 契約期間中に故障・不具合が発生した場合には、代替措置を含め本市と協議し、速やかに復旧すること。当該故障・不具合等が受託者に起因するものであった場合は、当該故障・不具合等によって生じた一切の費用を受託者が負担すること。

⑤ 各学校で利用中の電話番号は事前に精査し新環境に移行する番号、災害時直通電話番号等のすみわけを実施すること。

⑥ 新環境に移行前に利用者向け、管理者向けに操作するために必要な手順書等（操作マニュアル）を作成及び操作研修を行うこと。実施回数、内容等に関しては本市と協議の上決定とする。

⑦ 事故発生時等、緊急時における必要な体制を確保すること。

### (4) 契約満了後の機器の取り扱い

① 契約満了時には、クラウドPBX 関連機器の返却手続及びデータ消去を行うこと。

② 機器の返却又は譲渡

レンタルの機器は、契約満了後に適切な手続きを経て返却する。返却にかかる費用は受託者の負担とする。なお、発注者と受託者が協議の上、機器の譲渡を行うことにつ

いては差し支えない。

### ③データ消去

個人情報や通話データの漏洩を防ぐため、データの完全消去を行うこと。

## (5) その他

① 契約の締結に伴い、不要となる既存のサービスの解約等手続きが発生した場合について受託者は本市に協力すること。

②請求書等の内訳については、各学校の実施回線ごとの仕様内訳及び通話料金が明確にわかるよう電子データより提出すること。

③受託者は、依頼があった場合には、回線ごとに通話先の電話番号、通話時間、通話区分ごとの料金、通話区分ごとの通話数を紙面及び電子データ（Microsoft Excel 又は CSV 形式）により提出すること。

### ④MDM、キッティング等

MDM ソフトウェアを調達し、各端末に導入すること。

スマートフォンケース(ネックストラップを装着できるものに限る)を調達すること。

充電スタンドを調達すること。

スマートフォンの画面に保護フィルムを貼付すること。

スマートフォン本体に学校名・電話番号・管理番号のシールを貼付すること。

## 9 入札にあたっての留意事項

### (1) 入札方法

入札者は、入札書とともに、入札金額内訳を記載した「内訳書」を提出するものとし、入札書に記載する金額は、内訳書の予定総額とする。

### (2) 費用見積について

見積金額の記載にあたっては、下記の点に留意して記載すること。

※消費税及び地方消費税を含まずに記載すること。

#### ①固定電話回線

##### ・基本料金

基本料金（回線基本料金、付加サービス利用料金（ユニバーサル料金・電話リレーサービス料金は除く））は、回線種別、付加サービスごとに単価を記載すること。基本料金合計は全回線のサービス提供の開始日から契約期間満了までの期間中（60ヶ月）の基本料金（回線基本料金、付加サービス利用料金）の合計とする。基本料金については、複数のサービスでの組み合わせでの提供となる場合は、複数の単価で積算することも可能である。内訳書には、単価ごとの回線数とそれぞれの単価を記載すること。

・通話料金

各通話区分（市内、府内市外、府外、携帯）における通話料金単価（3分間又は1分間単価）を記載すること。通話料金合計はあらかじめ本市が内訳書で提示する予定数量を乗じて算出した額とする。予定数量は推定値であるため、実際の使用量は変動する。この量を確約するものではない。通話料金の単価については、通話区分・距離区分間で均衡を逸しないよう定めること。

・その他費用

サービス提供の開始に伴い、初期導入費用が発生する場合はその額を記載すること。また、サービスの提供の開始に伴い、本市からNTT西日本に対して、サービス移行に関する支払いが生じる場合は、想定される項目を本市に報告すること。NTT西日本への見積は本市より依頼する。

②モバイル端末

・料金プラン

基本料金（回線基本料金、付加サービス利用料金（ユニバーサル料金は除く））は、料金プラン、付加サービスごとに単価を記載すること。基本料金合計は全回線のサービス提供の開始日から契約期間満了までの期間中（60ヶ月）の基本料金（回線基本料金、付加サービス利用料金）の合計とする。

料金プランは通話定額（かけ放題）とする。定額対象外の通話に関しては、種別と通話単価を明記すること。

・初期費用

モバイル端末のMDM、キッティング等の事前設定に関する費用は項目別に記載すること。

③クラウドPBX

・初期費用

クラウドPBXの構築のための初期費用は項目別に記載すること。本仕様を満たすため複数のサービスと組み合わせる場合はそれぞれの費用項目を記載すること。

・経常費用

クラウドPBXサービスを利用するために必要な費用を項目別に記載すること。

（3）契約金額について

契約金額は、落札決定後、契約締結にあたって落札金額の範囲内において、発注者の会計処理の都合により各費用の金額について調整を行う場合がある。

10 提出ドキュメント

受託者は以下ドキュメントを随時本市に提出すること。

工程	作成ドキュメント	納入時期
基本設計	基本設計書	基本設計終了時
動作試験	試験計画書	動作試験前
	試験実施報告書	試験終了後
研修	管理者向け研修資料 利用者向け研修資料	研修開始前

	操作マニュアル	
構築管理	構築計画書・体制図 打合せ議事録 進捗管理表、課題管理表	打合せ時

※上記の書類関係は、書面及び電子媒体（CD-R）（正・副2部）とする。

### 1 1 機密保持、資料の取扱い

- ① 受託者は、本業務の実施の過程で本市が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）、他の受託者が提示した情報及び受託者が作成した情報を、本業務の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。
- ② 受託者は、本業務を実施するに当たり、本市から入手した資料等については管理台帳等により適切に管理し、本市が指示する方式で管理、返却、廃棄、削除すること。
- ③ 機密保持及び資料の取扱いについて、適切な措置が講じられていることを確認するため、本市が遵守状況の報告や実地調査を求めた場合には応じること。

### 1 2 その他の文書

本業務の遂行に当たっては、以下の文書に記載された事項を遵守すること。また、以下の文書以外でも本業務の遂行に際して遵守すべき文書等が決定された場合には、それらに記載された事項も遵守すること。

1. 「守口市情報セキュリティポリシー（令和7年10月2日改版第3版）」
2. 「守口市個人情報保護法施行条例（令和4年12月22日条例第31号）」

### 1 3 疑義の解釈

本業務について、本仕様に記載のない事項が発生した場合など疑義が発生した場合は、速やかに本市と受託者とで協議を行うこと。